

第7号議案

ふじみ野市立児童発育・発達支援センター条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センターとして、ふじみ野市立児童発育・発達支援センター（以下「センター」という。）をふじみ野市福岡一丁目2番5号に設置する。

(事業)

第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業
- (2) 法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業
- (3) 発育発達に不安がある児童（法第4条第1項に規定する児童をいう。以下同じ。）に関する相談支援事業
- (4) 発育発達に不安がある児童に関する巡回相談事業、個別支援事業及び集団支援事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な事業

(休館日)

第3条 センターの休館日は、ふじみ野市の休日を定める条例（平成17年ふじみ野市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、センターの管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(利用時間)

第4条 センターの利用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、センターの管理上必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

(利用対象者)

第5条 センターを利用することができる者は、市内に住所を有する者で、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、市長が特別に認める場合は、この限りでない。

- (1) 第2条第1号に規定する事業 法第21条の5の3第1項に規定する障害児通所給付費の支給に係る児童
- (2) 第2条第2号に規定する事業 法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者
- (3) 第2条第3号及び第5号に規定する事業 発育発達に不安がある児童及びその保護者
- (4) 第2条第4号に規定する事業 発育発達に不安がある小学校就学の始期に達するまでの児童

(利用の許可)

第6条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、センターの管理上必要と認めるときは、当該利用に係る条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を制限することができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) センターを損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がセンターの利用を制限する必要があると認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 第6条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、又はセンターの管理上必要があると認めるときは、許可に係る条件を変更し、若しくはセンターの利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(1) 利用の許可の申請に偽りがあったとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) 第14条の規定による遵守事項又は指示に違反したとき。

(使用料)

第10条 利用者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号の定める使用料を納付しなければならない。

(1) 第2条第1号に規定する事業 法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(法第21条の5の7第11項の規定によりセンターが利用者の保護者に代わり法第21条の5の3第1項に規定する障害児通所給付費を受領する場合は、当該障害児通所給付費の額を控除して得た額)

(2) 第2条第2号に規定する事業 法第24条の26第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(同条第3項の規定によりセンターが利用者に代わり同条第1項に規定する障害児相談支援給付費を受領する場合は、当該障害児相談支援給付費の額を控除して得た額)

(使用料の免除)

第11条 市長は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めるときは、前条に規定する使用料を免除することができる。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、センターの利用が終わったときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。第7条の規定により利用を制限され、又は第9条の規定により利用を停止され、若しくは許可を取り消された場合も同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に復し、これに要した経費は、当該利用者の負担とする。

(損害賠償)

第13条 利用者は、故意又は過失によりセンターを損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項及び指示)

第14条 市長は、利用者の遵守事項を定めるとともに、センターの管理上必要があると認めるときは、当該利用者に対し、その都度必要な指示をすることができる。

(審議会の設置)

第15条 市長は、センターの円滑な運営を図るため、ふじみ野市児童発育・発達支援センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第16条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) センターの運営に関すること。
- (2) 児童発育発達支援の方針に関すること。
- (3) センターの事業執行及び評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第17条 審議会は、委員6名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医師
- (3) 公募による市民
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第18条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第19条 審議会に会長及び副会長を1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その

職務を代理する。

(会議)

第20条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又はその説明を聴くことができる。

(庶務)

第21条 審議会の庶務は、子育て支援課において処理する。

(その他)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第15条から第22条までの規定は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第6条の規定による利用の許可に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

令和3年2月22日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センターを設置するため、ふじみ野市立児童発育・発達支援センター条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。